

山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査

業 務 委 託 (明 許)

特記仕様書

業務内容

1 県民の日常生活における移動の目的や手段、頻度などを把握するための現況調査等

(1) 調査内容

ア) 幹線バス路線及び地域内バス路線の現状把握

- ・アンケート調査項目の検討資料として、幹線バス路線及び地域内バス路線図等を作成する。

イ) アンケート調査

県民アンケート調査

- ・バス利用者に対する利用実態とニーズに関するアンケート調査
- ・調査票の作成、調査の実施・分析

来県者アンケート調査

- ・県外住民へのバス利用実態とニーズに関するアンケート調査
- ・調査票の作成、調査の実施・分析

ウ) 幹線バス路線の検討

- ・バス交通ネットワーク再生計画基礎調査結果、県民・来県者アンケート調査結果、交通政策会議・専門部会・地域バス路線検討会等の検討結果を基に幹線ネットワーク案を検討する。

エ) 地域内バス路線の検討

- ・地域バス路線検討会での検討結果及び各市町村の公共交通に関する計画について情報収集・整理を行う。

オ) 専門家ヒアリング・会議運営支援

- ・県が実施するバス交通ネットワーク再生計画の策定に必要な専門家へのヒアリングに同行し、技術的支援、議事録作成を行う。
- ・交通政策会議、専門部会、地域バス路線検討会等の各種会議に同行し、資料、議事録作成等の会議運営支援を行う。

カ) バス交通ネットワークの提案

- ・上記ア～オの調査・検討結果に基づき、バス交通ネットワークを作成して提案する。

キ) 運行に向けた提言

- ・運賃
- ・運営主体

- ・事業実施における留意点

ク)バス交通ネットワーク再生計画策定に係る報告書等作成

- ・バス交通ネットワーク再生計画の策定に係る報告書の作成及び庁内会議説明資料の作成

(2) 実施内容

現状把握

- ・関連計画や各種関連資料の収集と整理を行う。
- ・調査に当たっての問題点や課題の整理を行う。

調査内容の検討及び設定

2 報告書の作成

検討資料をとりまとめた報告書を作成する。報告書の部数は業務仕様書による。

3 照査

照査については、次の項目について実施する。

- (1) 基礎情報や調査計画の適正さの照査
- (2) 調査方法の妥当性の照査
- (3) 成果品の内容の適正さの照査

4 業務執行協議

業務執行協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時に行い、初回及び最終回には管理技術者が同席する。なお、中間時は3回を見込んでいる。

また、協議等の会議録は、受注者において必ず作成し、その都度、内容を明確にして提出しなければならない。

5 会議等の運営支援

山梨県交通政策会議(2回)、専門部会(3回)、地域検討会(6圏域×3回程度)等の開催に用いる資料・議事録について作成する。

6 参考文献等の明記

文献その他資料を引用した場合には、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

7 土地の立ち入り

本業務において現場作業を行う場合、現場作業に従事するものは、身分証明書を必ず携帯しなければならない。また、私有地に立ち入る場合は予め当該土地の所有者及び発注者にその旨を通知し、了解を得なければならない。

8 その他

本業務は、バス交通ネットワーク再生計画(仮称)策定のために必要な業務であり、業務については、山梨県交通政策会議等の検討内容や山梨県リニア活用基本構想等、山梨県リニア交通局における検討内容や有識者からなる検討委員会等の内容を熟知し遂行するものとする。